

県南広域振興局長告示第49号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり県道の供用を開始する。

令和4年4月12日

県南広域振興局長 永 井 榮 一

- 1 路線名 花巻田瀬線
- 2 供用開始の区間 花巻市高松第21地割37番1地先から第18地割39番3地先まで
- 3 供用開始の期日 令和4年4月12日
- 4 供用開始の区間を表示した図面を縦覧に供する場所及び期間
 - (1) 場所 県南広域振興局土木部花巻土木センター
 - (2) 期間 令和4年4月12日から同年5月12日まで